

事務事業名	高齢受給者証交付事務				担当	市民生活部 国保年金課 国民健康保険係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	7	地域医療体制の充実				■ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画						事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返（開始年度 平成14 年度～） ☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
法令根拠	国民健康保険法								
予算科目	2. 国民健康保険特別会計	1. 総務費	1. 総務管理費	1. 一般管理費					
事業概要	保険者は、70歳から74歳までの被保険者に対して、医療費負担軽減を図るため高齢受給者証を交付する。有効期間は、毎年8月1日から翌年の7月末日となっている。高齢受給者証を、医療機関に提示することにより、当該被保険者は、一部負担金が2割となる。ただし、一定以上の所得がある方（現役並みの所得がある人）は、3割負担。 * 現役並み所得・・・住民税課税所得の額（収入から公的年金等控除、必要経費、基礎控除、給与所得控除等の控除金額（扶養控除廃止に伴う調整控除を含む）を差し引いた後の額）が14.5万円以上。ただし、収入の額が38.3万円未満（70歳以上75歳未満の人が2人以上の世帯の場合は、52.0万円未満）のときは、申請により2割負担となる。 平成30年8月から国民健康保険被保険者証と一体となり、1枚で高齢受給者証としても利用できるようになった。								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 31年度実績 70歳到達者を住民基本台帳により抽出し名簿を作成、毎月末に高齢受給者証を該当者へ郵送。 2年度計画 平成31年度に同じ	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
	名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)	
	ア 高齢受給者証交付者	人	3,599	4,449	4,583	4,827	4,900	
	イ							
	ウ							
	エ							
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 高齢受給者証の交付者	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
	名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)	
	ア 高齢受給者証の交付者数	人	3,599	4,449	4,583	4,827	4,900	
	イ							
	ウ							
	エ							
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 適正な自己負担割合で医療を受けられる。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
	名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)	
	ア 受給者証の交付数 / 交付者数	%	100	100	100	100	100	
	イ							
	ウ							
	エ							
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 安心して医療機関を受診することによって、健康で元気に暮らしをしてもらう。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
	名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)	
	ア 健康で元気に暮らしている市民の割合	%	83.9	82.9	82.8			
	イ							
	ウ							
	エ							

(2) 総事業費の推移				単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	584	696	687	682	432
			事業費計 (A)	千円	584	696	687	682	432
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	35	35	35	35	35
			人件費計 (B)	千円	145	145	146	142	142
			トータルコスト(A)+(B)	千円	729	841	833	824	574

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	平成14年の国民健康保険法の改正に伴い、同年10月に施行。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	受給者証の交付は、毎年増加している。 一定以上の所得のある人（現役並みの所得がある人）の負担割合が、これまでの2割から、平成18年10月の医療制度改正から3割となった。 さらに医療制度の改正を行い、平成20年4月から自己負担額1割を2割に改正する予定であったが、政府の方針により、平成21年3月まで凍結され1割となったため、1割負担該当者に平成20年3月下旬に高齢受給者証を発行し送付し直した。 この凍結は、平成21年3月に平成22年3月まで、平成22年3月に平成23年3月まで、平成23年3月に平成24年3月まで、平成24年3月に平成25年3月まで、平成25年3月に平成26年3月まで各々1年間延ばされた。 平成26年4月に凍結が解除となり、平成26年4月1日からの自己負担割合は、次の通り変更された。 1. 現役並み所得の方の自己負担割合は、3割。 2. 昭和19年4月1日以前生まれで、1.以外の方の自己負担割合は、1割に据え置き。 3. 昭和19年4月2日以降生まれで、1.以外の方の自己負担割合は、70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方はその月）から2割。 ・平成30年8月から国保被保険者証と一体型保険証となる。（有効期限8月1日～翌年7月31日まで） ・平成30年8月から70歳以上の一般、現役並所得者区分2、3の自己負担限度額が引き上げられた。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	